

郷土歴史資料館 だより



展示資料紹介「ドウコ・お釜・鏡板」

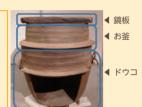
現在開催中の「新収蔵品展 平成30年度~令和2年度| の展示資料の中から「ドウコ・お釜・鏡板」を紹介します。 これらは食物を煮炊きしたり、蒸したりする道具です。煮 炊きするときは、ドウコの焚口に薪をくべて、釜で湯を沸 かします。蒸すときは、お釜の上に鏡板を置き、その上に 蒸籠を乗せます。鏡板の中央の穴から蒸気が出て、蒸籠の 中の食物が蒸されるしくみです。

福井県嶺北地域では煮炊きは囲炉裏で行われることが多 く、ドウコのような移動式の竈を必要に応じて使用してい ました。寄贈していただいた家では、戦前から平成の初め 頃まで年末に餅つきをする際、餅米を蒸すのに使っていた とのことです。

新春特別陳列

新収蔵品展の中期(令和3年1月5 日~)と並行して、四季農耕図屏風や 金津奉行を輩出した平本家の家系図を 展示します。

と き 令和3年1月5日(火) ~2月28日(日)



.....

令和2年度 第1回ふるさと講座 「石碑の見方」

石碑は、その内容を後世に伝える目的で建てられるも のですが、なぜなじみの薄い漢文で書かれているケース が多いのでしょうか。日本全国の寺社、史跡、街道脇など、 今も漢文で書かれた石碑を見ることができますが、これ ら石碑の多くは、明治時代半ばから戦前までのもので、 あわら市内に残る石碑も例外ではありません。

今回、石碑が漢文で書かれている理由をご紹介するとと

もに、石碑の形式や碑文でよく見ら れる用語についても解説します。

講演者 林 淳

(郷十歴中資料館学芸昌)

- と き 令和3年1月24日(日) 13時30分~14時30分
- ところ 金津本陣 IKOSSA 3階
 - 大ホール

参加費 無料

定 員 30人(事前申し込み)

申込み郷土歴史資料館

2 73-5158



郷土歴史資料館(金津本陣 IKOSSA 2階) 休館日 月曜日・第四木曜日 (祝日の場合はその翌日) 開館時間 9時30分~18時(最終入館17時30分)

問合せ 273-5158 FM 73-1038 Maibun@city.awara.lg.jp

宝くじ助成で整備しました。



一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として地域のコミュニティ活動や、安全 な地域づくりなどに対してさまざまな助成事業を実施しています。今回その助成を受け、井江葭地域防災会 が防災資機材の整備を行い、北潟西区がコミュニティセンターの建て替えを行いました。

井江葭地域防災会では、防災訓練などでこれらの資機材を活用し、さらなる自主防災活動の強化に努めて いくことにしています。また、北潟西区では総会や役員会のほか、各種行事や老人会、青壮年会などの区内 団体のイベントに活用し、さらなる地区の活性化を図ることにしています。

問合せ 防災資機材の整備について

総務課 防災安全対策室 ☎ 73-8040

コミュニティーセンターについて 総務課 行政G **73-8004**



▲ 防災資機材整備(井江葭区)



▲ コミュニティーセンター建て替え(北潟西区)

税務課からのお知らせ

間合せ 税務課 資産税G ☎73-8012

法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

事業用として所有している償却資産(構築物・機械・備品など)は、土地や家屋と同様に固定資産税の課 税対象となります。会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産 を忘れずに申告してください。申告書および申告の手引きは税務課に備え付けてあるほか、市のホームペー ジからもダウンロードできます。

また、eLTAX (地方税ポータルシステム)では、インターネットを利用した電子申告が可能です。

なお、太陽光発電システム(住宅用で 10kw 未満は除く)も償却資産の対象となりますので、ご注意く ださい。

申告方法 昨年まで申告している 人は、申告書に1年間 の資産の増減を申告し てください。新たに申 告する人、電算申告を 利用する人は、申告対 象の償却資産全てを申 告してください。

申告期限 令和3年2月1日(月)

	【業種】償却資産の例	
	【共通】パソコン、ルームエアコン、 駐車場舗装、看板など	【クリーニング業】洗濯機、乾燥機、 プレス機など
ı	【加工・修理業】旋盤、プレス機、溶接機、 測定機器など	【農業】ビニールハウス、選別機、 乾燥機など
•	【小売・飲食業】レジスター、陳列棚、家具、 冷蔵庫など	【医療業】医療機器、歯科ユニット、 検査装置など
	【建設業】建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】客室備品、厨房機器、庭園など
	【理容·美容業】理容·美容椅子、パーマ機、 鏡など	【不動産賃貸業】外灯、カーポート、 外構工事など

家屋の新築・増築・取り壊しをした皆さんへ

市では、令和2年1月2日から令和3年1月1日までの家屋(住宅・店舗・車庫・倉庫など)の異動につ いて、調査・整理を行っています。

次の条件に当てはまる人は、令和3年2月1日までに税務課資産税グループにご連絡ください。必要な手 続きについてご説明します。

- 令和2年中に家屋を取り壊した人
- 令和2年中に家屋を新築・増築した人

法務局(登記所)で「新(増)築登記」や「滅失登記」をした人、すでに固定資産税に関する家屋調 査を終えた人は除きます。

※ 固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している人に課税されます。

軽自動車などの変更手続きは、3月までに行いましょう

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に対して 課税されます。既に廃車した、他の人に譲った、住所に変更があった場合には、手続きが必要です。手続き をしなければ、引き続き軽自動車税が課税されたり、納税通知書が変更後の住所に届かなかったりする場合 があります。

登録事項に変更がある場合は、3月末までに所定の窓口にて手続きをしてください。なお、軽自動車税は 月割課税制度がありませんので、4月2日以降に届出をしても、その年度の税金は戻りません。

手続きに必要な書類などは、各窓口にお問い合せください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。 原動機付自転車(125cc以下)、ミニカー、小型特殊自動車 あわら市役所税務課市民税G ☎73-8011 軽三輪車、軽四輪車、被けん引車 軽自動車検査協会福井事務所 ☎ 050-3816-1774 軽二輪(125cc 超~ 250cc 以下)、二輪の小型自動車 中部運輸局福井運輸支局 ☎ 050-5540-2057